奈良労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

奈良労働局長　吉野　彰一

第４号中「１時間833円」を「１時間846円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

奈良労働局長　吉野　彰一

第４号中「１時間827円」を「１時間837円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県自動車小売業最低賃金（平成27年奈良労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

奈良労働局長　吉野　彰一

第４号中「１時間830円」を「１時間840円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間729円」を「１時間748円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間839円」を「１時間858円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月24日

大分労働局長　南保　昌孝

第４号中「１時間798円」を「１時間813円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成28年11月23日をもって満了した。

平成28年11月24日

人事院人材局企画課長　岩崎　敏

記

平成27年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）
平成27年度入国警備官採用試験
平成27年度海上保安学校学生採用試験（船舶運航システム課程区分、情報システム課程区分、海洋科学課程区分）

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、平成28年11月23日をもって満了した。

平成28年11月24日

人事院北海道事務局第二課長　太田　和樹
人事院東北事務局第二課長　石坂　政雄
人事院関東事務局第二課長　山岡美智代
人事院中部事務局第二課長　永田　文恵
人事院近畿事務局第二課長　河田映一郎
人事院中国事務局第二課長　向野瀬　茂
人事院四国事務局第二課長　増田　義康
人事院九州事務局第二課長　橋本　勉
人事院沖縄事務所調査課長　宮川　愼敏

記

平成27年度刑務官採用試験

公　告

諸　事　項

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者の承継人から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年11月24日　　九州経済産業局長　髙橋　直人

名　　称	株式会社ヒタックスカード
本店の所在地	大分県日田市中央１丁目７番地31号
登録番号	九州（個）第６号－２
営業廃止年月日	平成28年９月30日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者の承継人から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年11月24日　　九州経済産業局長　髙橋　直人

名　　称	株式会社ヒタックスカード
本店の所在地	大分県日田市中央１丁目７番31号
登録番号	九州（包）第21号
営業廃止年月日	平成28年９月30日

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成28年11月24日

環境大臣　山本　公一

審査請求人　岐阜県本巣郡北方町小柳２丁目12番地
ハウジング藤田株式会社
代表取締役　藤田　雅司
岐阜県山県市徳永201番地
藤田　雅司

同代理人　愛知県名古屋市中区丸の内３丁目５番35号弁護士ビル601号
弁護士　伊藤　敏男

上記の者に送達すべき平成19年１月31日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（環境省）大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課で保管されており、いつでも審査請求人または審査請求人代理人に交付するので、その受領方申し出られたい。

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求は、これを棄却する。

裁決年月日　平成28年10月13日